

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年10月23日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332 - 0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年10月8日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しています。

### 2 報告内容

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

当該事象により、平成28年3月期第2四半期累計期間の個別決算及び連結決算において、弁護士報酬等約218,676千円を特別損失として計上いたします。

(訂正後)

当該事象により、平成28年3月期第2四半期累計期間の個別決算及び連結決算において、弁護士報酬等約279,801千円を特別損失として計上いたします。